

第109回宍粟市議会定例会 上程議案等一覧（追加）

| 議案番号 | 件名 | 備考 |
|-----------|---------------------------------------|----------|
| 第 115 号議案 | 宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について | 12月20日提出 |

第 1 1 5 号議案

宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月20日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年宍粟市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（給料月額の特例）

- 2 令和5年1月分から令和7年4月分までの特別職の職員の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。

附則に次の2項を加える。

（期末手当の額の特例）

- 3 令和5年6月から令和6年12月までに支給する特別職の職員の期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてこれらの月に支給されるべき各期末手当の額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、同条第3項の期末手当基礎額の算定に用いる給料月額は、別表に規定する額とする。

（端数計算）

- 4 前2項の規定により給料月額及び期末手当の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（宍粟市長等の給与の特例に関する条例等の廃止）

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- （1）宍粟市長等の給与の特例に関する条例（平成20年宍粟市条例第37号）
- （2）宍粟市長等の給与の特例に関する条例（平成25年宍粟市条例第22号）
- （3）宍粟市長等の給与の特例に関する条例（平成27年宍粟市条例第32号）
- （4）宍粟市長等の給与の特例に関する条例（令和2年宍粟市条例第15号）
- （5）宍粟市長等の給与の特例に関する条例（令和2年宍粟市条例第35号）

宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定に基づく別表第2の規定の適用については、同表中「100分の212.5」とあるのは「100分の192.5」と、「100分の170」とあるのは「100分の154」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の115.5」と、「100分の63.75」とあるのは「100分の57.75」とする。</p> | <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(給料月額の特例)</u></p> <p>2 令和5年1月分から令和7年4月分までの特別職の職員の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(期末手当の額の特例)</u></p> <p>3 令和5年6月から令和6年12月までに支給する特別職の職員の期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてこれらの月に支給されるべき各期末手当の額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、同条第3項の期末手当基礎額の算定に用いる給料月額は、別表に規定する額とする。</p> <p><u>(端数計算)</u></p> <p>4 前2項の規定により給料月額及び期末手当の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> |